

飯塚市筑穂子育て支援センター事業運営委託
プロポーザル実施要領

令和5年9月

飯塚市福祉部保育課

この要領は、飯塚市が「飯塚市筑穂子育て支援センター事業運営委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続き等について定めるものである。

1 業務の概要

- (1) 業務名
筑穂子育て支援センター事業運営委託
- (2) 業務の目的
飯塚市筑穂子育て支援センターにおいて、乳幼児親子がいつでも交流や相談ができる場所を提供し、子育ての不安の軽減や子育てしやすい環境づくりの充実を目指すことを目的とし、これらの事業を安定的かつ質の高いサービスを提供できる高度な知識と技術、幅広い経験を有する事業者に委託することを目的とする。
- (3) 業務内容
別紙「飯塚市筑穂子育て支援センター事業運営委託仕様書」のとおり
- (4) 名称及び履行場所
飯塚市長尾 1242 番地 1(筑穂支所内)
- (5) 履行期間
契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日までは業務の準備期間とし、実際の業務開始日は令和 6 年 4 月 1 日からとする。
- (6) 開所時間及び休所日
 - ① 開所時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - ② 休所日
ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (7) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約

2 見積限度額

- (1) 運営委託費

| | | |
|--------|--------------|-----------------|
| (3 年分) | 17,348,182 円 | (消費税及び地方消費税を除く) |
| (単年分) | 5,782,728 円 | (消費税及び地方消費税を除く) |

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しない

こと。

- (2) 飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 国税・地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (8) 福岡県内に本社、支社、支店などの事業所を開設または団体や法人としての住所を有していること。
- (9) 過去に本業務と同種又は類似業務の実績があること。

4 事業者の公募方法

- (1) 本市ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和 5 年 10 月 2 日(月)から令和 5 年 11 月 10 日(金)までとする。

5 実施スケジュール

※ 日程については変更する場合あり。

| 内容 | 日程 |
|---------------------------------|--|
| 公募及び参加表明書受付期間 | 令和 5 年 10 月 2 日(月)から 令和 5 年 11 月 10 日(金)午後 5 時 15 分まで |
| 現場説明等申込期限 | 令和 5 年 10 月 16 日(月) 日程調整後に実施 |
| 質問票提出期間 | 令和 5 年 10 月 2 日(月)から 令和 5 年 10 月 13 日(金)午後 5 時 15 分まで |
| 質問票回答期限 | 令和 5 年 10 月 23 日(月) |
| 提案書等受付期間 | 令和 5 年 10 月 2 日(月)から 令和 5 年 11 月 10 日(金)午後 5 時 15 分まで |
| 一次審査(書類審査) 参加申込者 4 者以上の時のみ実施 | 令和 5 年 11 月 16 日(木)予定 |

| | |
|------------------------|------------------|
| 一次審査（書類審査）結果通知 | 令和5年11月17日(金)予定 |
| 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和5年11月28日(火)予定 |
| 二次審査（結果）通知及び公表 | 令和5年12月15日(金) 予定 |

6 現場説明等

希望団体にのみ実施する。

- (1) 申込期限は、令和5年10月16日（月）午後5時15分までとする。
- (2) 申込方法は、「18 担当部署」に記載の連絡先へ電話連絡すること。
- (3) 現場説明及び現地視察は、日程調整後に実施とする。

7 質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、「質問票(様式6)」に記入し、下記要領にて提出すること。なお、下記の要領以外での質問は、一切受付しない。

- (1) 質問票提出期限は、令和5年10月13日（金）午後5時15分までとする。
- (2) 質問は、質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールのタイトルは、「プロポーザル質問票」とすること。
- (4) 質問票の形式は、Microsoft Word形式とする。
- (5) 質問票は電子メールに添付し、「18 担当部署」に記載のメールアドレスへ送信すること。
- (6) 質問票送信後は必ず、「18 担当部署」に記載の連絡先へ送信した旨を電話連絡すること。

8 回答方法

前項の質問に対する回答は、期限までに受付したすべての質問について、質問者には下記の要領にて電子メールにより回答し、後日、飯塚市ホームページに掲載する。

- (1) 回答は、令和5年10月23日(月)午後5時15分までに行う。
- (2) 電子メールの送信先は、質問票に記載されたメールアドレスに送信する。
- (3) 質問を行った者は公表しない。
- (4) 回答期限を過ぎても、電子メールが届かない場合は、「18 担当部署」に記載の連絡先へ電話すること。

9 参加申し込みの手続き

本プロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、次の要領で「参加表明書(様式1)」(以下「表明書」という。)を提出し、その提出を以って、本実施要領、仕様書及び関係法令等の各規程の記載内容を承諾したものとみなす。

(1) 提出期間

令和5年10月2日(月)から令和5年11月10日(金)までとする。(必着)
各日、午前8時30分から午後5時15分までとする。(土、日、祝日を除く。)

(2) 提出方法

持参または郵送すること。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等について、市は、その責めを負わない。

(3) 辞退方法

表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、「辞退届(様式5)」の提出により辞退を認める。

提出期限は、令和5年11月10日(金)午後5時15分までとする。

提出方法は、上記(2)と同様とする。

(4) 提出先

「18 担当部署」に記載する担当窓口に提出すること。

10 企画提案書及び関係書類の提出

参加希望者は、以下の要領で提案書等の提出を行うものとする。

(1) 提出書類

①企画提案書(様式2)…12部(正本1部、副本11部)

※副本11部は、事業者の名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)を記載しないこと。

②会社概要票(様式3)もしくは団体に関する調書(様式8) …1部

③見積金額内訳書(任意様式)…1部 ※①企画提案書(様式2)の見積金額と整合させること。

④業務実績調書(様式4)…1部

⑤役員名簿(様式7)…1部 ※名簿登載者は不要

⑥業務実施体制(様式9)…1部

⑦子育て支援に関する調書(様式10)

⑧プレゼンテーション用説明資料(任意様式)

(2) その他必要書類(証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

①委任状(任意様式)…1部

※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ。

②法人の場合:所管法務局が発行した現状と相違ない登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)…1部

個人の場合:代表者の住民票及び身分証明書(写し可)…1部

団体の場合:代表者の住民票…1部

③財務諸表(直近の決算のもの)…1部

④国税、県税及び市税の納税証明書(写し可)…1部

※未納がないことが確認できるもの。

⑤印鑑証明書(原本のみ)…1部

※名簿登載者は、(2)②～⑤は提出不要とする。

※団体の場合、(2)④～⑤に該当するものがない場合は提出不要とする。

(3)受付期間

令和5年10月2日(月)から令和5年11月10日(金)まで(必着)

各日、午前8時30分から午後5時15分までとする。(土、日、祝日を除く。)

(4)提出方法

持参または郵送すること。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等について、市は、その責めを負わない。

(5)提出先

「18 担当部署」に記載する担当窓口へ提出すること。

(6)企画提案書の作成要領

- ① 仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
- ② 本実施要領13 審査基準及び配点の評価内容ごとに具体的な提案を行うこと。
- ③ 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限り、分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれも可とする。
- ④ 本編は、A4版、横書き、15ページ以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成してもよい。
- ⑤ 文字は、11ポイント以上を使用すること。フォントは任意でよい。
- ⑥ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は、明確にすること。
- ⑦ 表紙には、「飯塚市筑穂子育て支援センター事業運営委託プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印を押印すること。

11 一次審査

参加希望者が4者以上となった場合は、一次審査を実施し、プレゼンテーション審査参加者を概ね3者選定するものとする。一次審査は、「13 審査基準及び配点」に基づき「飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会専門委員会」(以下「審査委員会」という。)が審査し決定する。

(1)一次審査実施の有無連絡

一次審査を実施する場合は、令和5年11月13日(月)12時までに電話にて連絡する。実施しない場合については、連絡を行わない。

(2)実施日

令和5年11月16日(木)

(3)結果通知

令和5年11月17日(金)午後5時15分までに審査結果を一次審査通過者にのみ電話にて連絡する。後日、参加希望者全員に書面により結果を通知する。

(4) 審査内容に対する問い合わせ及び異議申し立て

一次審査の内容に対する問い合わせについては回答を行わない。また、参加希望者は一次審査の実施後、不知または内容の不明を理由として異議申し立てすることはできない。

12 二次審査

プレゼンテーション審査を実施し、審査委員会が審査項目（後述）ごとに審査し、採点をする。審査委員会の集計点数が、最上位の申請者を受託候補者とする。

- (1) 日時・場所 令和5年11月28日（火） 飯塚市役所会議室にて実施。
開始時間と実施場所は、令和5年11月13日（月）午後5時15分までに、電話及び電子メールで通知する。
- (2) 審査の順番 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書の提出順とする。
- (3) 審査時間 1者につき、プレゼンテーションを概ね20分、質疑応答の時間を概ね20分とする。
- (4) 説明機材 プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、参加希望者が用意することとする。なお、スクリーン及びプロジェクターについては、飯塚市が準備する。使用する場合は事前にその旨を連絡すること。
- (5) 参加者 プレゼンテーション参加者は、1者につき3名までとする。
- (6) その他
 - ①プレゼンテーション及びヒアリングでは、スクリーンに表示させる資料及び説明並びに持ち物等について、事業者名は伏せることとする。
 - ②プレゼンテーションの際、追加資料の提出は、一切認めない。
 - ③プレゼンテーションは、非公開とする。
 - ④評価点の合計点が満点の6割未満の場合は、選定の対象外とする。
 - ⑤最高得点のものが複数ある場合は、審査項目の「2 運営方法」の合計点により決定し、それでもなお、同点数で並ぶ場合はくじ引きにより決定する。
 - ⑥最上位に続く採点を得た者を、受託候補次点者とする。
 - ⑦提出書類に虚偽の記載をした者については、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。
 - ⑧特段の理由なく本市が別途指定するプレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とみなす。

13 審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は下記表のとおりとする。

| 審査 | 項目 | 審査基準 | 配点 | 評価内容 |
|------------------|------|---------|--------------|--|
| 1 次 審 査 | 1 | 業務実績 | 10 | 同種、類似事業の実績について。 |
| | | | 10 | 現在の子育て支援活動は活発に行われているか。 |
| | 2 | 実施体制 | 5 | 仕様書に示した職員配置が可能か。 |
| | | | 10 | 現実的で無理のない継続可能なスタッフ体制であるか。 |
| | | | 10 | 保育士や幼稚園教諭等の資格保持者や経験者はいるか。 |
| | | | 10 | 事故や緊急時の指示系統・連絡体制・通報体制が明確であり、損害賠償等のリスクにも対応できるか。 |
| 3 | 見積金額 | 10 | 見積金額は妥当であるか。 | |
| 2 次 審 査 | 1 | 基本的事項 | 5 | 申請理由（動機）は妥当であるか。 |
| | | | 5 | 事業の趣旨を理解しているか。 |
| | | | 5 | 市や関係機関等との連携、協力を図る意志があるか。 |
| | 2 | 運営方法 | 5 | 事業を通じて、子育て不安の軽減や解消の効果を期待できるか。 |
| | | | 10 | 講習や交流会等の実施について、事業の目的に沿った企画提案がなされているか。 |
| | | | 10 | 交流センター等と連携し、地域ニーズに沿った支援活動に対する意識はあるか。 |
| | | | 10 | 子育て親子の交流の場として安全性や安心感を与える環境整備に対する配慮はあるか。 |
| | | | 5 | 食育の取組についてどんなことを考えているか。 |
| | | | 5 | 障がいのある子どもの支援についてどう考えているか。 |
| | | | 5 | 虐待・DV等への対応が適切に行えるか。 |
| | | | 5 | 人権を大切にしたい子育て支援活動の取組が期待できるか。 |
| | | | 10 | 相談対応の基本姿勢について、どう考えているか。 |
| | | | 10 | 子育て支援に対する熱意があり、魅力的なサービスの提供が期待できるか。 |
| | 3 | 情報収集と提供 | 10 | チラシの作成やホームページの開設等、保護者や地域住民等への情報提供が積極的に行われているか。 |
| | | | 10 | 子育て親子のニーズに沿った情報収集や提供を計画しているか。 |
| | | | 5 | 個人情報保護についての配慮がなされているか。 |
| | | 合計 | 180 | |

14 審査結果

- (1) 二次審査の結果通知は、令和5年12月15日（金）に二次審査の参加者すべてに書面で通知を行う。
- (2) 審査結果の公表は、飯塚市ホームページに、受託候補者の名称、所在地、総得点及び受託候補者以外の総得点（法人名等は非公開とする）を公表する。
- (3) 審査の経緯、内容に関する問い合わせには、一切回答しない。

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領3の参加資格を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の記載がされた場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (7) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合。
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合。
- (9) 本実施要領2の「見積限度額」を超える見積金額が提案された場合

16 契約の締結

- (1) 上記の受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。
- (2) 受託候補者が契約を辞退した場合、または参加資格要件を満たさなくなった場合においては、受託候補次点者と契約の手続きを進めるものとする。

17 その他留意事項

- (1) 提出書類
 - ① 提出されたすべての書類は、返却しない。また、提出後の差替え及び追加や削除は、認めない。
 - ② 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - ③ 本提案に係る書類作成及び提出費用など必要な経費は、全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(2) 著作権等の権利

企画提案者の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、その一部または全部を無償で使用するものとする。

(3) 異議申し立て

参加者は、本プロポーザル実施後、不知または内容不明を理由として、異議申し立てすることはできない。

(4) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

18 担当部署

【提出先】 〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所福祉部保育課 保育・こども園係（担当：笛田、瓜生）

【連絡先】 電話 0948-22-5500 内線 1045 E-mail : hoiku@city.iizuka.lg.jp